

(平成26年11月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月までの期間及び 2 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月まで
③ 平成 2 年 4 月から同年 7 月まで

私は、社会人になった昭和 60 年 4 月頃に両親に勧められ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は多少遅れながらも 3 か月又は半年ごとに金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者資格取得の処理日から、昭和 62 年 10 月頃に払い出されたと推認でき、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であり、近接する同年 8 月から同年 12 月までの保険料は、申立人から提出された昭和 62 年度国民年金保険料（印紙代金）領収証書に基づき、平成 22 年 10 月 12 日に未納から納付済に記録訂正されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の納付記録が適切に管理されていなかった状況が認められる上、申立人は、申立期間③後、10 年以上の長期間にわたって保険料を納付していることから、申立期間②及び③について保険料を納付していたとする申立人の主張に不合理な点はみられない。

一方、申立期間①については、前述の申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間①のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料は時効により納付することができず、同年 7 月以降の保険料は過年度納付することは可能であるが、申立人は遡って納付をしたことは無いと述べている。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月までの期間及び 2 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から51年9月まで

私の母は、昭和44年5月頃に私の国民年金の加入手続を行い、母が私の国民年金保険料を母及び父の保険料と一緒に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和44年5月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、51年3月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該払出時点では、申立期間のうち48年12月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和49年1月から51年9月までの期間の保険料は納付することは可能であるものの、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないなど、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで
A学院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和61年3月21日に同学院に入社し、平成3年4月1日よりB校において共済組合に加入したが、申立期間はA学院で継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された「平成8年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」及び表彰状により、申立人は申立期間にA学院に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A学院は、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除について、申立期間当時の書類が無いため分からない旨回答している上、申立期間当時の事業主も、同学院に係る資料は無い旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することはできない。

また、オンライン記録により、申立人同様、A学院において平成3年3月31日付けで資格喪失し、同年4月1日にC共済組合で資格取得していることが確認できる5人のうちの一人が保有する給料支払明細書等により、同学院の厚生年金保険料の控除方式は翌月控除、B校の共済掛金の控除方式は当月控除であることが確認できるところ、同年3月分の保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時の給与を振り込まれていたとする金融機関から提出された申立人に係る預金元帳において確認できる申立期間前後の給与振込額からも、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることは推認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から10年5月31日まで
A医院に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同医院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A医院が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立人が同医院の事業主であったとする申立人の父も既に死亡していることから、申立人の同医院における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A医院は、申立期間に雇用保険適用事業所としての設置が確認できないことから、申立人の同医院における雇用保険加入記録は確認できない。

さらに、B市の記録により、申立人は、申立期間を含む昭和41年*月*日から平成11年12月2日まで、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。